

1-1-2-5 県内調達について

- 1 受注者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
- 2 受注者は、建設資材の調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。
なお、県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
 - (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
 - (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
 - (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品また、県内調達資材とは
県産品建設資材以外で、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものをいう。
- 3 受注者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書（様式4-1）を提出しなければならない。
 - (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結（2次下請以降も全て）。
 - (2) 仕様書等（設計図書・見積用参考資料等）に『県産品』と明記された建設資材に県産品建設資材以外を使用。
- 4 建設資材の選定にあたっては、「けんさんびん登録台帳」及び「和歌山県認定リサイクル製品リスト」を参考にすること。また、総合評価落札方式における評価項目で県産品建設資材や県産認定リサイクル製品の使用を提案している場合等において、市場流通の影響等、真にやむをえない理由により県産品建設資材の入手が困難となった場合は、入手困難であることが証明できる書類を添付の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること。